

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

支給対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方
- ② 令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者であつて、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯
- ③ 令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認めら

れる世帯

※令和4年4月から令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

④ 令和4年4月から令和5年2月末までに生まれる新生児として、令和5年3月までに児童手当が認定となり、令和4年度の住民税均等割が非課税である方

支給額

50,000円（対象児童1人につき）

申請が不要な方

支給対象者①または④に該当する方

申請が必要となる方

支給対象者②または③に該当する方

申請期限

令和5年2月28日（火）

※申請方法等詳しくは町公式ホームページをご確認ください。

申問健康こども課こども班

☎（82）3400

夏季の熱中症予防・新型コロナウイルス感染症予防対策 人との距離の確保で、マスクを外すことも可能に



マスクの着用は基本的な感染防止対策として重要です。会話をする時や混雑している場所でのマスクの着用をお願いします。

しかし、夏季はマスクの着用による熱中症のリスクが高まるのが懸念されます。人との距離が十分に取れている時や会話をほとんど行わない時など、状況に応じてマスクを外しましょう。

また、就学前児については、他者との距離に関わらずマスクの着用は一律には求めていません。特に2歳未満のお子さんにはマスクの着用は奨められません。

	距離が確保できる	距離が確保できない
【屋外】		
会話をする	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 公園での散歩やランニング、サイクリングなど	マスク必要なし 徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面
【屋内】		
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 ※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 目安2m以上 距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞	マスク着用推奨 通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

※厚生労働省ホームページより抜粋